

「不適切保育」の公開

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



子どもを育てるといふ営みには、常に不安がつきまとう。だから、子どもを取り巻く環境にはたくさんの安心が必要だ。そして、その基盤となるのが、一人ひとりの子どもに対する愛情だ。前例のない少子化が進行し、子どもの数は減り続けている。単純に考えれば、対象の減少は手厚い子育て支援を約束するはずだ。しかし、それとは逆に「不適切保育」が全国各地で発覚している。問題の構造は複雑で、要因は多岐にわたり、解決は容易ではない。この難題に取り組むためには、まずは情報公開が不可欠である。

全国調査の概要

23年5月、こども家庭庁は「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」（以下、「実態調査」）の結果を発表した。

実態調査の対象期間は22年4月～12月である。保育所と認定こども園等を含めた保育施設全体とに分けて、「不適切保育」の件数が明示された。これによれば、保育所では914件、このうち虐待が90件である。また、保育施設全体では1316件で、このうち虐待が122件である。初めての調査ゆえに、件数の多寡や増減は判断できない。また、「不適切保育」の定義が不明確なため、件数の正確性も問われる。

早くも混乱が生じている。たとえ

ば、岐阜市は73件と報告した事案は、いずれも「不適切」とは言えないと判断し、国に対して0件とするよう訂正を求めるといふ。

73件のうち「56件は1つの園で把握した事案で、園では全国保育士会のチェックリストを基に事案をカウントしていたが、国のガイドラインでは「不適切な保育」と同じものとして解することは必ずしも適当ではない」とされていた。」という（中日新聞23年5月16日）。

全国保育士会のガイドラインは、「不適切保育」の行為類型を以下のように示している。

- (1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり
- (2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉かけ
- (3) 罰を与える・乱暴なかかわり

(4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかわり
(5) 差別的なかかわり
これに対して、こども家庭庁は「不適切な保育とまではいえないものも含まれている」ことを指摘している（「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」23年5月）。

保護者の不安

物事の数量を測るにはモノサシが必要不可欠だ。残念ながら、今回の実態調査は、「不適切保育」というモノサシが不明確なまま行われてしまった。そのため、自治体ごとに公表された数値を分析し、「不適切保育」という課題の解決を進めることは容易ではない。

そのような調査結果を国が公表し、メディアも大きく取り上げた。不正確な情報の公開は、現場の誤解や混乱をまねくおそれがある。その意味で、岐阜市の対応は、ネガティブではなくポジティブにとらえるべきである。実態調査が不正確であることを示唆し、結果に対する過剰反応を抑止し得るからだ。

誤解や混乱でもっとも懸念される



* 参考となるよう左記で「不適切保育」に関する情報や資料を共有している。

積極的な情報提供を

のは、子どもを預ける保護者に対する影響である。静岡県裾野市で発覚した園児虐待事件は、保育園と市の対応の酷さも加わり、全国各地の保護者に大きな不安を与えた。今回の調査結果から、「自分のまちや保育園にも事案があるのではないかと不安が増した保護者は少なくないだろう。安心を与えるはずの制度や施設が、そして実態調査が、保護者に不安を与えるのは矛盾している。不安を抑止するのは正確な調査結果の提供である。そして、「不適切保育」に関わる情報公開の徹底である。このように考えたとき、保護者の身近にある自治体が果たすべき役割は大きい。

今回の実態調査に回答した自治体の中には、岐阜市のように「不適切保育」のあいまいさに戸惑っただろう。そして、0件を含めて自身が集計・提出した件数に自信を持っていない担当者もいるはずだ。国の調査に唯唯諾諾と従うのではなく、「不適切保育」の定義のあいまいさなど、欠陥があるならば直ちに補正を求めるべきである。

もう一つ自治体に求められるのが、実態調査で浮上した事案の公開である。保護者の不安を低減・解消するには、「不適切保育」と回答した事案について積極的に公開したい。もちろん公開請求を待って、関連文書の公開の可否を判断・実施することもできる。特に実態調査に対して「不適切保育」があると回答した自治体は、その件数の裏づけになる事実を把握しているはずだ。少なくとも、その概要をHP等で情報提供できないだろうか。

情報公開に積極的な姿勢は、「不適切保育」の改善に対する関心・意欲の表れとして、保護者には映るだろう。そして、それが当該自治体の保育に対する信頼と安心を生む。ちなみに今回の実態調査で、「不適切保育」の件数が多い都道府県は、東京都173件、岐阜県79件、神奈川県65件、愛知県60件である。また、「虐待」は東京都24件、静岡県19件、愛知県10件である。

プラットフォームによる情報共有

こうした数字は、保育園や保育施設の回答の集計に過ぎないかもしれない。しかし、少なくとも「虐待」については、基礎自治体が何らかの事実を把握しているはずだ。また、それ以外の「不適切保育」についても、関連する文書は必ず存在し、いつでも誰でも公開請求ができる。「不適切保育」に対する不安や関心の高さから、保護者を含む市民またはメディアが公開請求する可能性は高い。ならば、請求の有無にかかわらず、積極的に事実と情報を公開すべきである。

子ども家庭庁は「不適切な保育が施設内外への相談等を通じて早い段階で改善を促され、虐待を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていく」ことを実態調査の趣旨としている。

ここでいう「環境・体制づくり」の一つが積極的な情報提供であり、徹底した情報公開である。

これに加えて提案したいことがある。それは「不適切保育」に関するプラットフォームの形成だ(*)。何が「不適切」かは、子ども、保護者の受け止め方、保育者の考え方、事案の状況などによって大きく異なる。「虐待」とは異なり定義が難しい。ならば、それぞれの視点で「不適切」と考える事案を出し合い、情報共有できないだろうか。行政だけではなく、当事者も参加して情報共有を進めていくのだ。

インシデント／ヒヤリハット情報の共有と同じで、特定個人、組織の責任を問うものではない。多様な気づきを通じて、保育園、保育士はもちろん、保護者も子どもに対する自身の言動を振り返り、協働して「不適切」を見直していく。守るべきは大人の体裁などではなく「子どもの最善の利益」なのである。